

交流で育む，支え合い， 安心して暮らせるまち みはら



改訂版

三原市地域福祉計画【概要版】

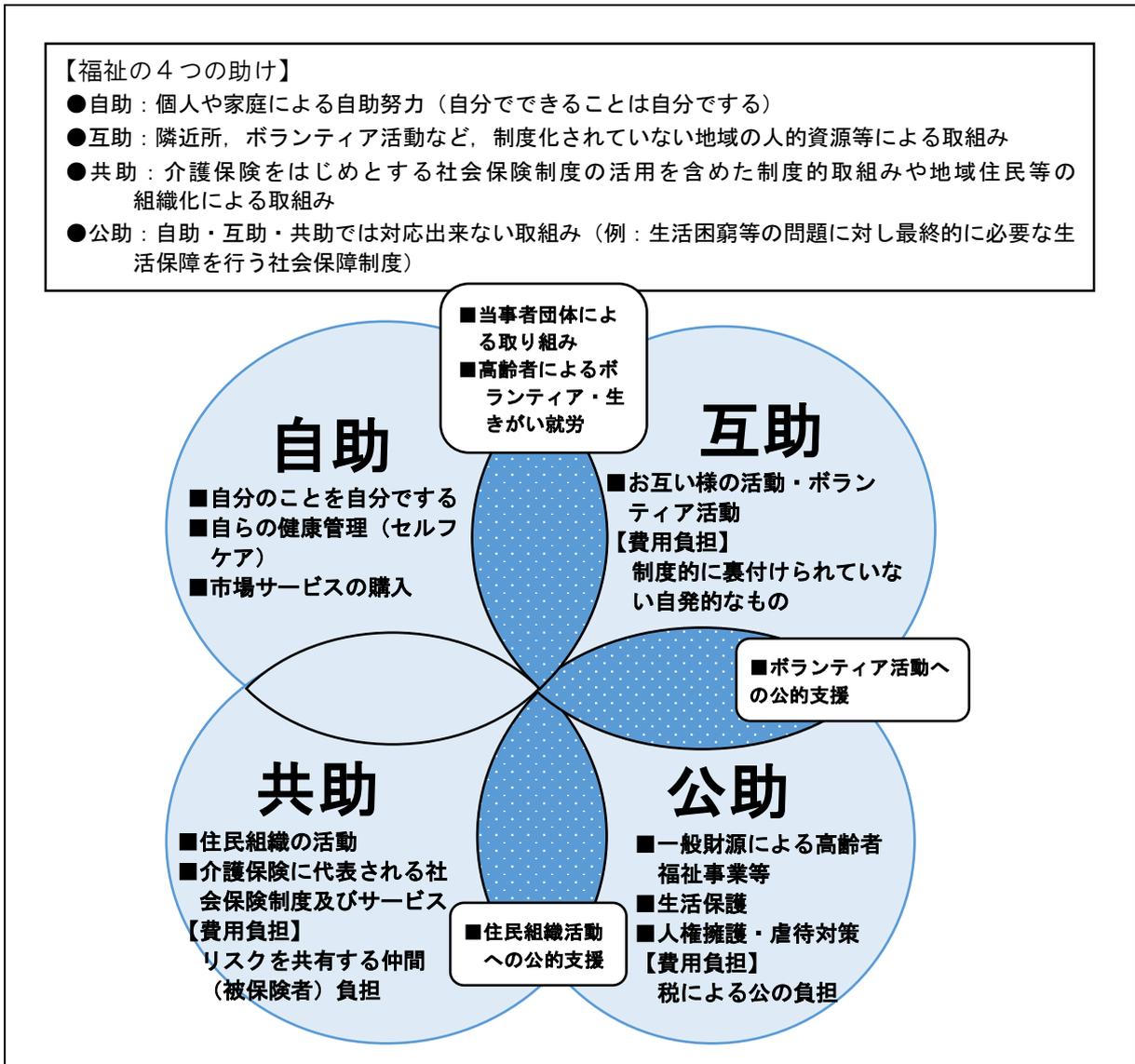
平成26(2014)年度～令和5(2023)年度

令和元(2019)年6月

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう、行政や地域住民、各種団体等が協力しあい、共に生き支えあう地域社会を形成するための取組みや仕組みづくりです。

■「自助」「互助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係



2 計画の期間

平成26（2014）年度を初年度とし、令和5年（2023）年度を最終年度とする10年間を計画期間としており、社会情勢の変化などに対し柔軟に対応するため、平成31（2019）年度に中間の見直しを行いました。また、今後の国の動向から必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画改訂における背景と目的

私たちの地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化が進展する中で、独居高齢者、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加とともに、人々のライフスタイルの多様化や地域における住民のつながりの希薄化が進むことにより、社会から孤立する人が生じやすい環境となり、大きな転換期を迎えています。

こうした中、私たちの身近な生活圏域において、個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

国においては、「地域共生社会」を実現するため、平成 29（2017）年 2 月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」に基づき、社会福祉法の一部を改正する法律が、平成 29（2017）年 6 月に公布され、平成 30（2018）年 4 月 1 日から施行されることになりました。

『我が事（※1）・丸ごと（※2）』の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされるとともに、地域福祉計画は、高齢者、障害のある人、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

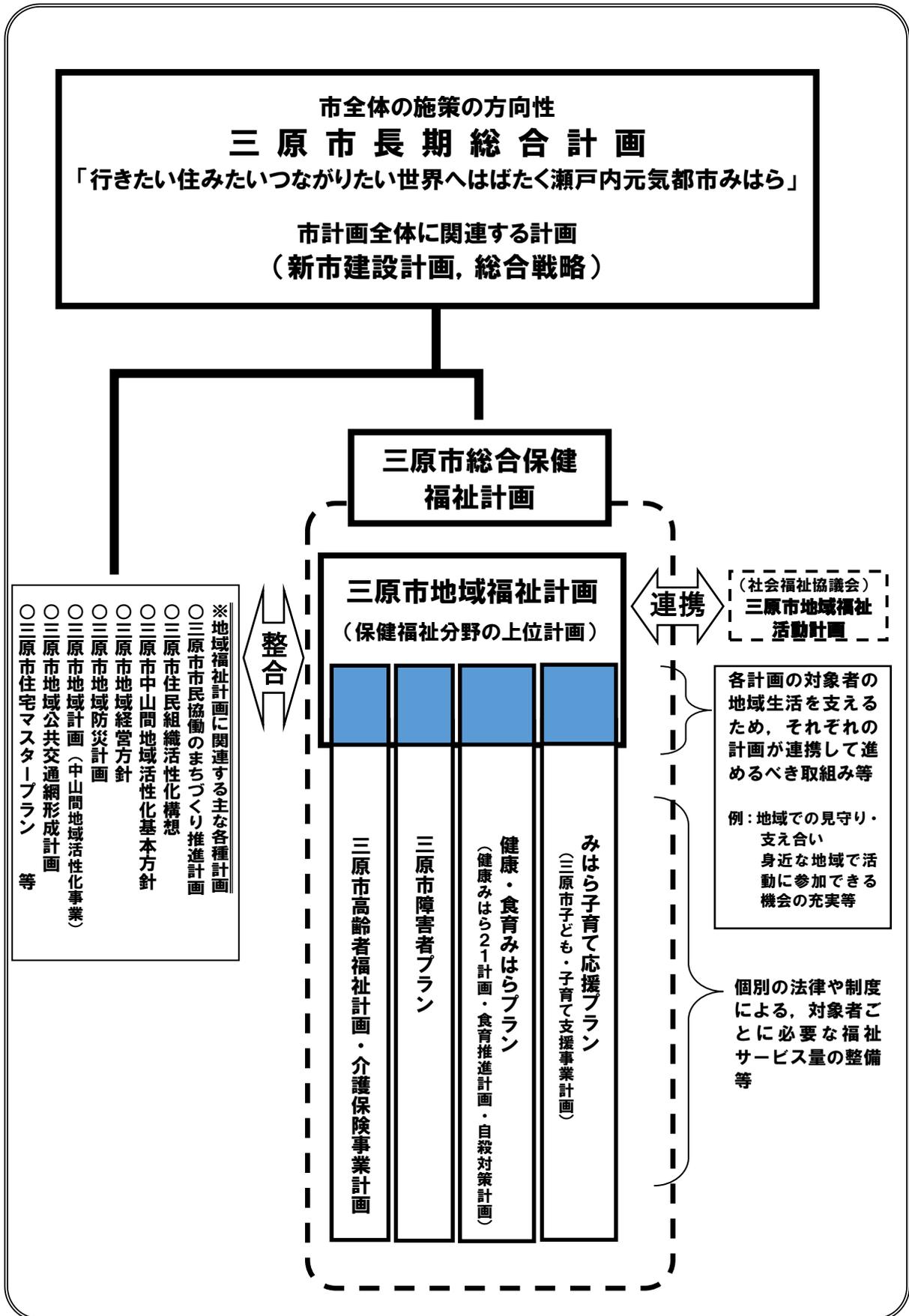
また、近年、自然災害が猛威を振るっており、平成 30（2018）年 7 月には本市においても豪雨災害により甚大な被害を受けました。平成 25（2013）年に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられるなど、災害時の地域の取組みが重視されていますが、いつ、何が起こるか予測が不能なため、地域における人と人のつながりづくりや安心・安全な地域に向けた体制づくりを日ごろから行うことが一層望まれています。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ、現計画との整合を図りつつ、人口等の推移やアンケート調査を基に、地域で支え合う取組みを進めるため、現計画の改訂を行います。

※1 『我が事』: 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として捉え、主体的に取り組もうとすること。

※2 『丸ごと』: 高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現しようとする事。

■三原市地域福祉計画の位置づけ



4 「地域共生社会」の実現に向けて

平成 28 (2016) 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、厚生労働省は、平成 29 (2017) 年 2 月に「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」が示され、「公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換」、「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換」という方向性が示され、2020 年代初頭の前面展開に向けて、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の 4 つの骨格とする改革を実行することとしています。

○「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

○ 改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

○ 改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組みを支援

地域丸ごとのつながりの強化

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料（「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）をもとに作成）

5 基本理念

地域に住む人たちのさまざまな交流を通じて、人と人とのつながりを深め、お互いが助け合い、誰もが安心して幸せに暮らせる地域をつくっていただけるよう、基本理念と将来像を一体化し、次のように計画の基本理念を掲げます。

交流で育む、支え合い、安心して暮らせるまち みはら



6 基本目標

基本目標 1：地域のつながりを育む人づくり

住民全体が福祉の心を育み、お互いを大切に、支え合えるよう、福祉教育等の推進により福祉を支える人づくりを図ります。

基本目標 2：助け合い・支え合いの地域づくり

地域の課題解決に対して住民同士の協力関係が必要だと考える住民が多く、地域の課題を「我が事」としてとらえ、地域で解決する支え合いの意識は高まっています。

地域福祉活動の活発化を図るために、町内会等の住民自治組織や福祉に関する市民活動団体等の活動を促進するとともに、多様な連携体制を整備します。

基本目標 3：安心して暮らせる環境づくり

一人ひとりの思いやニーズに応えられる環境を整備するために住民主体によるコミュニティの再構築を図るとともに、住民、地域及び行政等関係機関が一体となって、福祉のまちづくりの推進を図ります。

7 計画の体系図

基本理念 『交流で育む、支え合い、安心して暮らせるまち みはら』			
「地域共生社会」の実現に向けて			
基本目標 1 地域のつながりを育む人づくり		重点プロジェクト	
(1) 福祉意識の共有	①地域福祉意識の普及啓発 ②福祉教育の推進 ③ふれあい・交流の場、活動の促進 ④生きがい・社会参加の推進	①地域のリーダー養成とネットワーク体制の整備	②避難行動要支援者避難支援の取組強化
(2) 福祉を支える人づくり	①地域のリーダー育成・支援 ②ボランティア活動の充実		
基本目標 2 助け合い・支え合いの地域づくり			
(1) 新たな参加のための体制整備	①勤労者の地域参加 ②団塊の世代等の知識・技術・経験の活用 ③各人ができることを活かせる場の提供		
(2) 地域福祉活動の推進	①地域福祉活動のあり方検討 ②市民活動団体の育成・支援 ③住民自治組織の育成・支援 ④活動の場の提供		
(3) 多様な連携体制の整備	①地域福祉ネットワークの構築 ②保健・医療・福祉サービスの総合提供体制の整備 ③地域包括ケアの体制整備 ④教育機関との連携		
基本目標 3 安心して暮らせる環境づくり			
(1) 情報提供・相談体制の充実	①わかりやすい情報提供の工夫 ②相談しやすい体制の整備		
(2) 権利擁護の推進	①福祉サービス利用援助事業の普及促進 ②成年後見制度の利用促進 ③支援の必要な人への対応 ④権利擁護に関するネットワークの構築		
(3) 福祉のまちづくりの推進	①安心・安全なまちづくり ②ユニバーサルデザインによるまちづくり		
		③権利擁護の強化推進	④総合的・包括的な相談支援体制の構築（追加）

8 重点プロジェクト

本市では、アンケートや関係団体ヒアリングにおいて地域福祉を担う人の不足や災害時の対策、人口減少社会における少子高齢化・核家族化の進行による生活不安といったことが多くあげられました。これらを踏まえ、計画の中で特に推し進めていく「重点プロジェクト」を以下の通り設定しました。

重点プロジェクト1 地域のリーダー養成とネットワーク体制の整備

地域活動を担う人材の固定化、高齢化が進む中、新たな人材の育成・確保が必要となっています。特に活動を束ね、地域の取組をコーディネートする活動リーダーの世代交代が今後の地域福祉の課題となっています。課題解決のため、新たな体制づくり（勤労者の地域参加促進、団塊の世代・意欲のある高齢者等の知識・技術・経験の活用）を進めます。

- 地域福祉を推進するリーダーや担い手の養成
- 生活支援コーディネータによるネットワーク体制の整備と協議体（地域福祉ネットワーク会議）設置の推進
- ボランティア・市民活動サポートセンターの強化
（広報・コーディネート機能・住民活動支援の充実）

重点プロジェクト2 避難行動要支援者避難支援の取組強化

平成30（2018）年7月の豪雨災害により、土砂災害や河川の氾濫から甚大な被害がもたらされました。今後、避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策として、日頃からの見守り活動等を通じた地域住民相互による支え合い助け合い体制の重要性を再認識しました。

地域の防災意識の醸成を図るとともに、避難行動要支援者支援について、日頃から地域で考え、行動し、支え合う基盤をつくります。

- 避難行動要支援者対策の推進と実践体制の充実
- 自主避難所等における住民の互助体制の構築
- 多言語の避難情報の提供
- 地域での防災意識の啓発
- 庁内関係各課や関係機関との連携を強化
- わかりやすい多種多様な情報伝達の提供
- 地域におけるサロン活動への支援拡充（高齢者、子育て世代、障害のある人等の交流促進）

重点プロジェクト3 権利擁護の強化推進

認知症高齢者の増加や、知的障害者、精神障害者の地域生活への移行などに伴い、判断能力が不十分な人々への地域生活支援の充実が求められています。

また、高齢者、障害のある人、子どもに対する虐待などの課題を抱える世帯や人への対応も大きな課題となっています。すべての人の権利が擁護される社会を形成していくためにも、地域の見守り等により権利擁護に関する支援の必要な人の早期発見、早期支援に向けた取り組みが必要です。

総合的な権利擁護体制の構築のため、住民理解の促進、既存制度との調整や権利擁護を担う関係機関及び専門職とネットワークの構築を図りながら地域づくりを推進します。

- 福祉サービス利用援助事業の周知・利用促進
- 高齢者、障害のある人、児童等の虐待や配偶者、パートナーからの暴力に対し、一体的に取り組むネットワークの構築
- 生活困窮者自立支援制度・成年後見制度・任意後見制度の周知・利用促進
- 見守り支援体制の拡充
- 認知症の人、知的障害や精神障害のある人への理解と支援の推進
- 認知症サポーターや認知症キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）の養成

重点プロジェクト4 総合的・包括的な相談支援体制の強化（追加）

複合的な生活課題を抱える人や世帯が増加する中で、地域共生社会の実現を目指すためには、「我が事・丸ごと」の体制整備を進める必要があることから、地域の中で住民同士が互いに課題解決できる体制づくりを進めるとともに、既存の相談・支援機関を活用し、これらの機関が連携できる相談・支援体制の構築・強化をめざします。

○地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

多様な主体が連携・協働し、地域共生社会の実現に向けて、地域での課題解決力の強化に取り組みます。

- 地域住民が主体的に地域課題の解決が図れるような支援
- 住民活動を支援する関係機関との連携強化

○相談・支援機関の連携体制を構築・強化

支援が必要な人の増加とともに、公的サービスの対象とならない制度の狭間にある人や、個々の相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える世帯や人などへの対応するために、地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図ります。

また、多様な分野の相談・支援機関が連携・協働できるような仕組みづくりを進めます。

- 各種会議を活用し横断的に連携・協働できるような仕組みづくり



問い合わせ先

三原市高齢者福祉課（地域福祉係）

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

電話：0848-67-6055（直通） FAX：0848-64-2130